

No.	改定箇所	改定前 平成27年6月27日 改定	改定後 令和1年6月29日 改定定款
1	第31条 理事会は、理事長が開催する。	<p>第31条 理事会は、理事長が開催する。</p> <p>2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、日時及び場所並びに目的事項等を明示して通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>	<p>第31条 理事会は、理事長が<b>招集</b>する。</p> <p>2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、日時及び場所並びに目的事項等を明示して通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p> <p><b>4 理事会は理事の過半数の出席をもって開催する</b></p>